

特定技能「外食業分野」における受入れ見込数の上限超過への対応



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

特定技能「外食業分野」における受入れ見込数の上限超過への対応

関連規定

- 入管法及び分野別運用方針
 - ・ 1号特定技能外国人の在留者数が受入れ見込数を超えることが見込まれる場合、分野所管大臣から法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付停止を求め、法務大臣において停止措置をとる 旨を規定・記載
- 政府基本方針
 - ・ 受入れ見込数は、大きな経済状況の変化が生じない限り1号特定技能外国人の受入れの上限として運用
 - ・ 制度所管大臣（法務、外務、厚労及び国家公安委員会）及び分野所管大臣は、人手不足の状況の変化の程度その他の受入れをめぐる状況を踏まえて、協議の上、分野別運用方針の見直し又は在留資格認定証明書の交付の停止等の必要な手続をとる 旨を記載

現状

特定技能「外食業分野」の受入れ見込数5万人（令和10年度末まで）、同分野の令和8年2月末の在留者数は約4.6万人（速報値）で、同年5月中に受入れ見込数に達すると推計

対応

受入れ見込数の設定（令和8年1月23日）以降、外食業分野に大きな経済情勢の変化は認められないことから、受入れ見込数を受入れの上限として運用

対応の概要

- 在留資格認定証明書 → 停止措置日（4月13日）以降に受理した申請は不交付、停止措置日の前の申請は変更申請を優先した上で上限の範囲内で順次交付
- 在留資格変更 → 停止措置日以降に受理した申請は原則（※）不許可、停止措置日の前の申請は上限の範囲内で順次許可
- 在留期間更新 → 許可を継続（在留者数の増加に影響しないため）
※ 医療・福祉施設給食製造の技能実習2号の修了者等には配慮

実施予定

